

板橋区政策課題対応型商店街事業補助金交付要綱

(平成29年7月1日区長決定)
(平成30年5月29日一部改正)
(令和元年5月8日一部改正)
(令和2年5月15日一部改正)
(令和3年9月1日一部改正)
(令和5年6月1日一部改正)
(令和7年4月30日一部改正)
(令和8年4月28日一部改正)

(目的)

第1条 この補助金は、板橋区（以下「区」という。）が直面する行政課題の解決につながる商店街等の施設整備等に対し、必要な補助金を交付することにより、行政施策の推進と区内商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における各名称の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街
 - イ 商店街の連合会
- (2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。ただし、別途定めるものは除く。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、区長が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
 - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。
- (3) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
 - ウ 上記以外で、区単位に組織された商店街連合会
- (4) 「政策課題対応型商店街事業」（以下「補助事業」という。）とは、別表1に掲げるものをいう。
- (5) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、別表1に掲げる事業を行う商店街等をいう。
- (6) 前号の規定にかかわらず、暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人

その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助事業者としない。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表1に掲げる事業のうち、東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱(平成29年3月31日付28産労商地第2382号。(以下、「都要綱」という。))に基づき交付決定を受けた事業とし、区長が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認できる事業とする。

2 補助金は、補助事業に必要な別表2に掲げる補助対象経費(別表2のうち「補助対象外経費」として掲げる経費を除く。以下「補助対象経費」という。)のうち、次条で定める方法により算定した額を補助事業者に交付するものとする。ただし、東京都が交付する補助金を除き、他の補助金等が交付される部分については、補助交付の対象としない。

3 補助事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第4条 区が補助事業者に交付する補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に、別表1に定めた対象事業ごとの補助率を乗じた額又は補助限度額いずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書に、別表3に掲げる必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項による交付決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。

3 区長は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第4条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書に、必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の経費区分の相互間においていずれか低い方の20パーセントを超えて変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の承認を行う場合にはその内容を審査し、必要に応じて条件を付し、様式第4の2により、補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況)

第10条 区長は、補助事業の遂行状況について、補助事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、補助事業の進捗の把握に努めるものとする。

また、補助事業の円滑適正な執行を図る必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了し、都要綱に基づき交付決定を受けたときは、速やかに様式第5による実績報告書に、別表4に掲げる必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第4条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、区長は補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため特に必要があると認める経費について、支払う必要があると認める場合に、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金（概算払）請求書を区長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、様式第8による補助金精算書を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第12条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を推進事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了後、区長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等を、区長が別に定める期日までに、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、様式第10による取得財産等処分承認申請書を区長に提出し、承認を受けなければならない。

4 区長は、補助事業者が補助金の返還義務が生じた場合、若しくは取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第19条 補助事業者は、区長が区職員をして、補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければなら

らない。

(違約金及び延滞金の納付)

第20条 第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第21条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第22条 第20条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第23条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業の措置については、区長が指示するところによる。

(その他)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、区長が別にこれを定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 対象事業及び補助限度額

対象事業	要件	補助率	補助限度額
(1) 環境			
① LED街路灯の設置	ア	1/20	666万円
②ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置	ア	1/20	666万円
③街路灯、アーケード及びアーチへのソーラーパネル等の設置		1/20	666万円
④街路灯のランプのLEDへの交換		1/20	666万円
⑤アーケードの照明のLEDへの交換		1/20	666万円
⑥微細ミストの導入	ア	1/20	666万円
⑦暑さ対策のスペース・設備の設置		1/20	666万円
(2) 防災			
①街路灯の点検・撤去		1/10	1500万円
②アーケード、アーチの点検・撤去		1/10	1500万円
(3) 再生可能エネルギー・省エネルギー推進			
①アーチの照明のLED照明への交換	イ	1/10	1500万円
②街路灯のLEDランプ並びにアーケード及びアーチのLED照明の交換	ウ	1/10	1500万円

なお、上記事業の実施に当たっては、次の要件を満たすものとする。

- ア 都要綱実施細目第1条(4)及び(5)に基づき、環境対策への取組を行ったことを示すプレートを設置する全ての物件に貼付すること。(添架式の場合を除く。)
- イ 都要綱実施細目第1条(6)及び(7)に基づき東京都知事が指定する再生可能エネルギー活用等に取り組む場合に限る。
- ウ 都要綱実施細目第1条(6)及び(7)に基づき東京都知事が指定する再生可能エネルギー活用等に取り組み、ランプ性能が一定程度以上向上する場合に限る。

対象事業の取扱

- ア 「街路灯」は、道路法第32条第1項第1号に基づき道路管理者から占用許可を受けて商店街の共同利用施設として設置したものとし、民有地など道路以外においても同等のものとする。
- イ 「LED街路灯」は、照明器具にLEDを採用したものとす。
- ウ 「ソーラー・ハイブリッド型街路灯」は、主照明に太陽光又は風力による発電システムを備えたものとし、照明器具にLEDを採用したものとす。
- エ 「ソーラーパネル等」とは、太陽光又は風力による発電システムを備えたものとす。
- オ 「街路灯のランプ」は、商店街の活動区域によって人又は車両が常時通行する道路等を照らす照明灯の機能を果たしているもの並びに付随する装飾を目的としたランプ及び足元灯とする。
- カ 「アーケード」は、商店街の共同利用施設として設置した日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な独立した建築物、工作物その他の施設であり、路面に隣接する建築物の内部通路や外壁等の一部を含まないものとする。
- キ 「アーケードの照明」は、商店街の活動区域において人又は車両が常時通行する道路等を照らす照明灯の機能を果たしているもの並びにアーケードに設置されている統一看板及びアーケード入口の看板に係る照明とする。
- ク 「微細ミスト」は、微細な水の粒で人工的な霧を発生させて、水が液体から気体が変わる際に周辺から熱を奪う気化熱を利用して、周辺の気温を下げる装置とし、補助事業者等が所有する既存建築物等又は土地の一部を活用して設置するものとする。
- ケ 「暑さ対策のスペース・設備の設置」は猛暑の中でも、来街者が休息をとりながら、安心して買物をすることが可能なスペース及び設備とする。
- コ 「撤去」は、下記の耐用年数表の設置に係る耐用年数を満了し、かつ改修に係る補助金の財産処分制限が終了しているものとする。
- サ 「点検」は、設置に係る耐用年数を満了しているものとする。
- シ 「アーチ」は、商店街の共同利用施設として設置した道路法施行令第7条に規定されるアーチであり、道路を横断する構造を有するものとし、民有地など道路以外においても同等のものとする。
- ス 「街路灯のLEDランプ」は、商店街の活動区域において人又は車両が常時通行する道路等を照らす照明灯の機能を果たしているもの並びに付随する装飾を目的としたランプ及び足元灯で、LEDを採用したものとす。
- セ 「アーチの照明」は、商店街の活動区域において人又は車両が常時通行する道路等を照らす照明灯の機能を果たしているもの並びにアーチの看板に係る照明とする。
- ソ 「アーケード及びアーチのLED照明」は、商店街の活動区域のアーケード及びアーチに設置され、人又は車両が常時通行する道路等を照らす照明灯の機能を果たしているもの並びにアーケードに設置されている統一看板、アーケード入口の看板及びアーチに設置されている看板に係る照明であって、LEDを採用したものとす。
- タ 「添架式」とは、LED街路灯の設置事業において、建柱せず、既設の電柱や壁面等に街路灯を設置する方式とする。

耐用年数表

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード	15年
アーチ	10年
街路灯	10年
微細ミスト（建物附属設備の場合）	15年
微細ミスト（備品の場合）	6年
暑さ対策のスペース（プレハブ造等簡易な建物の場合）	7年

別表 2 (第 4 条関係)

1 補助対象経費 (各事業)

区 分	摘 要
環境	
① LED 街路灯の設置に要する経費	
LED 街路灯の設置に係る工事費	既存ランプが LED の場合を除く。 街路灯 1 基当たり 60 万円 (添架式の場合は 30 万円) を限度とし、既存街路灯等の撤去費を含む。 全ての物件にプレート貼付 (添架式の場合を除く。)
プレートの貼付に要する経費	
上記の工事実施に係る調査、測量試験等の経費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
② ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置に要する経費	
ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置に係る工事費	既存ランプが LED の場合を除く。 既存街路灯等の撤去費を含む。
プレートの貼付に要する経費	全ての物件にプレート貼付
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
③ 街路灯、アーケード及びアーチへのソーラーパネル等の設置に要する経費	
ソーラーパネル・風力発電設備の設置に係る工事費	
設備を設置する場合に必要な耐震補強に係る工事費	
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
④ 街路灯のランプの LED への交換に要する経費	
街路灯のランプの LED ランプへの交換に係る工事費	既存ランプが LED の場合を除く。 街路灯 1 基当たり 30 万円までを限度とする。
⑤ アーケードの照明の LED 照明への交換に要する経費	
アーケードの照明の LED 照明への交換に係る工事費	既存照明が LED の場合を除く
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
⑥ 微細ミストの導入に要する経費	
微細ミスト装置の設置に係る工事費	
微細ミスト装置設置のための備品等の購入費	
プレートの貼付に要する経費	全ての物件にプレート貼付
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	

⑦暑さ対策のスペース・設備の設置	
暑さ対策のスペース・設備の設置に係る工事費	設置のための改修費を含む。
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
暑さ対策のスペース・設備の設置用の土地及び建物の賃借料	事業開始から該当年度の10月末日までを限度とする。 月額30万円までを限度とする。
事業周知を図るために必要な経費	450万円までを限度とする。 同一事業を複数に分けて行う場合、補助対象となるのは1回のみとする。
チラシ、ポスター等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広報掲載料	
商店街等が作成する広報物等に係る経費	
コピー代、印刷代	
インターネットホームページの掲載、更新等に係る経費	広報・PR活動に資するもの。
チラシ、広報物のデザインを委託する経費	
企画等の委託に要する経費	業務の一部を委託する場合。
防災	
①街路灯の点検・撤去に要する経費	
街路灯の点検を委託する経費	
街路灯の撤去に係る工事費	
②アーケード、アーチの点検・撤去に要する経費	
アーケード・アーチの点検を委託する経費	
アーケード、アーチの撤去に係る工事費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
再生可能エネルギー・省エネルギー推進	
①アーチの照明のLED照明への交換に要する経費	
アーチの照明のLED照明への交換に係る工事費	
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	
②街路灯のランプ並びにアーケード及びアーチのLED照明の交換に要する経費	
街路灯のランプ並びにアーケード及びアーチのLED照明の交換に係る工事費に係る工事費	
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費	
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費	

*百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。
*事業に直接必要のないもの及び他の事業と共同で使用できるものは補助対象外

2 補助対象外経費

	摘 要
各事業に要する経費	
土地・建物の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	
不動産賃貸借契約に係る敷金、保証金、礼金、仲介手数料、賃借料、管理費、共益費等	暑さ対策のスペース・設備の設置用の土地、建物の賃借料を除く。
消耗品の購入費	
人件費	
運営委託に係る経費	
維持管理に係る経費（修繕、清掃等）	
使用実績がないもの	
振込手数料	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族に対して支出する経費	
賃金	商店街関係者とは、商店街役員及び会員企業の代表者をいう。
謝礼	
会議費	
飲食費	

※以下に該当する場合についても、補助対象外とする。

- ・仕様書、見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備の場合
- ・補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われており補助対象事業に係る経費が区分できない場合
- ・契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていない場合

別表3（第5条関係）

申請書添付書類

区	分	摘	要
共通書類			
東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付決定通知書の写し			
定款又は会則（規約）・役員名簿			
決算関係書類（事業報告書、貸借対照表等）		任意団体の場合は24箇月分	
施設等の位置図（設置予定場所がわかる位置図）			
現状がわかる写真			
仕様書（見積依頼書）			
見積書		プレート貼付に要する経費を含む	
広報・PR活動の内容がわかる書類		広報を行う場合	
環境			
LED街路灯の設置、ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置、街路灯・アーケード・アーチへのソーラーパネル等の設置、街路灯ランプのLEDランプへの交換及びアーケードの照明のLEDへの交換			
（既存物件の）固定資産台帳			
（既存物件の）道路占用許可書		民有地設置のアーケードの場合は建築確認書類	
地権者等の承諾が確認できる書類		民有地設置の場合	
設計図			
設置予定機器（装置）の性能がわかる書類			
前年度の街路灯・アーケード・アーチの電力使用量がわかる書類		LEDランプ（照明）への交換及び街路灯の建替並びにソーラーパネル等の設置の場合	
微細ミストの導入			
設計図			
散布面積等がわかる書類			
設置装置の性能がわかる書類			
地権者、建築物等所有者が確認できる書類			
地権者、建築物等所有者の承諾が確認できる書類		民有地設置の場合	
暑さ対策のスペース・設備の設置			
整備する施設等の概要			
設計図			
設置予定機器（装置）の性能が分かる書類			
地権者、建築物等所有者の承諾が確認できる書類（写）			

防災		
街路灯、アーケード、アーチの点検・撤去		
	(既存物件の) 固定資産台帳	
	(既存物件の) 道路占用許可書	
	地権者等の承諾が確認できる書類	民有地設置の場合
	点検項目一覧	街路灯・アーケード・アーチの点検の場合
再生可能エネルギー・省エネルギー推進		
アーチの照明のLED照明への交換		
	(既存物件の) 固定資産台帳	
	(既存物件の) 道路占用許可書	
	地権者等の承諾が確認できる書類	民有地設置の場合
	設計図	
	設置予定機器(装置)の性能がわかる書類	
	前年度のアーチ照明の電力使用量がわかる書類	
いずれかの書類を添付	ソーラー・ハイブリッド型街路灯並びに街路灯、アーケード及びアーチにソーラーパネル等を設置したことがわかる書類	ソーラー・ハイブリッド型街路灯を1基以上新設、又は既存の街路灯、アーケード及びアーチのいずれかにソーラーパネル等を設置
	再生可能エネルギー電力を含む電力契約に変更したことがわかる書類及び変更前の電力契約の内容がわかる書類	年間消費電力の100%分以上の切り替え
	グリーン電力の購入内容がわかる書類	年間消費電力の100%分
	クレジットの購入内容がわかる書類	年間CO2排出量の100%分
街路灯のランプ、アーケード及びアーチのLED照明の交換		
	(既存物件の) 固定資産台帳	
	(既存物件の) 道路占用許可書	
	地権者等の承諾が確認できる書類	民有地設置の場合
	設計図	
	設置予定機器(装置)の性能がわかる書類	
	前年度の街路灯・アーケード・アーチの電力使用量がわかる書類	
いずれかの書類を添付	ソーラー・ハイブリッド型街路灯並びに街路灯、アーケード及びアーチにソーラーパネル等を設置したことがわかる書類	ソーラー・ハイブリッド型街路灯を1基以上新設、又は既存の街路灯、アーケード及びアーチのいずれかにソーラーパネル等を設置
	再生可能エネルギー電力を含む電力契約に変更したことがわかる書類及び変更前の電力契約の内容がわかる書類	年間消費電力の100%分を切り替え
	グリーン電力の購入内容がわかる書類	年間消費電力の100%分
	クレジットの購入内容がわかる書類	年間CO2排出量の100%分

別表4（第11条関係）

実績報告書添付書類

区 分	適 用
東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付確定通知書の写し	
業者選定の経過がわかる書類	
業者選定委員会の議事録	経費が100万円を超える場合
契約関係書類	
仕様書（見積依頼書）	
見積書	
契約書又は請書	
工事完了届又は納品書	
検査書	
引渡書	
行政機関の検査証（建築等）	
写真	
支出関係書類	
請求書	
領収書	
口座振込受付書控え	

帳簿類

区 分	適 用
支出関係帳簿	
預金通帳	
現金出納簿	
元帳	
財産関係帳簿	
備品台帳	
固定資産台帳	
消費税及び地方消費税に係る仕入控除に関する書類	
消費税地方消費税に関する届出	